

令和2年度
ナハ・シー・パラダイス共同企業体自主事業「マリン事業」
受託事業者募集要項

1. 目的

港湾施設の活性利用の一環として、波の上みそら公園指定管理者ナハ・シー・パラダイス共同企業体（以下「委託者」という。）の自主事業「マリン事業」運用の受託事業者を募集し、波の上ビーチ（緑地側）（ダイビング・シュノーケリング専用エリア）にて、体験ダイビング・シュノーケリング等の事業を展開し、港湾施設利用客の利便性と賑わい作りに寄与することを目的とします。

2. 受託事業者の選定方法

受託事業者の選定方法は、公募による書類審査方式により実施します。

3. 選定事業者数

1社

※選定事業者数は、事業内容や販売計画等により前後します。

※選定理由等の開示はいたしません。

4. 事業実施箇所

- (1) 波の上ビーチ（緑地側）＜ダイビング・シュノーケリング専用エリア＞およびその周辺
- (2) 波の上みそら公園管理棟およびその周辺

5. 委託業務内容

- (1) 一般客向けのマリンプログラムの開催
・体験ダイビングの開催

- ・シュノーケリングの開催
 - ・ファンダイビングの開催
 - ・ダイビング講習の開催
 - ・その他ダイビング、シュノーケリングに付随する業務
- (2) マリン事業者向けタンク貸出業務およびそれに付随する業務
- (3) マリン事業者向けダイビング器材レンタル販売業務およびそれに付随する業務
- (4) 上記(1)～(3)業務売上金の代理徴収および売上報告業務、売上日報作成業務

6. 契約期間

契約締結後から令和3年3月31日まで
(ナハ・シー・パラダイス共同企業体指定管理期間)

7. 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

8. 営業時間

- (1) 港湾施設使用時間 9:00～21:00
- (2) 波の上ビーチ使用時間 9:00～18:00 (8, 9月は9:00～19:00)
- 上記時間を原則とし、変更する場合は営業時間及び窓口対応時間を委託者と協議し決定すること。

9. 申請資格

- (1) 上記「1. 目的」に同意する者。
- (2) 那覇港港湾施設管理条例、同条例施行規則、波の上ビーチ管理条例、同施行規則及び那覇港港湾施設の関係法令を遵守すること。
- (3) 既に日本国内にてダイビング事業経験のある個人、法人または任意団体。
- (4) 当企業体の事業計画に同意・協力ができること。
- (5) 沖縄県警察署に、「海域レジャー事業届出書およびガイドダイバー名簿等」の提出を行い受理されていること。また沖縄県に「高圧ガス販売事業者届」の提出を行い受理されていること。

- (6) ダイビング指導団体が行うトレーニングを適切に受講し、有効なインストラクター資格を有するもの、または同資格者を雇用する法人であること。
- (7) ガイドおよびインストラクターとしてお客様を案内する従業員は、潜水士資格を保有していること。
- (8) 自店から排出されたゴミの処分及び営業箇所周辺の美化清掃ができること。
- (9) 個人、法人または任意団体及びその代表者が次に該当する場合は出店することができません。なお、確認作業のため関係機関等に身分照会を依頼する場合があります。
 - ア) 制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - イ) 破産者であって、復権していない者
 - ウ) 銀行取引停止処分を受けている者
 - エ) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - オ) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - カ) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - キ) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ク) 国税及び地方税、市民税等を滞納している者
 - ケ) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- (10) 事業者の選定後及び契約後に上記(1)～(8)に関して虚偽の事実が判明した場合、並びに(9)に該当することが判明した場合は、選定または契約を取り消します。

10. 委託手数料および経費負担等

受託事業者の委託手数料および費用負担等は下記の通りとします。

(1) 業務委託手数料

毎月の委託業務にかかわる売上金額（消費税抜き）合計の9割を業務委託手数料（別途消費税）とします。

受託事業者は、毎月5日までに、前月の売上（月末締め）の売上を委託者に報告するとともに、代理徴収した売上金より業務委託手数料を控除した残額を委託者が指定する金融機関の口座に振り込み精算します。その際の手数料は受託者負担とします。

(2) 事務所使用料

委託者は、委託業務受付場所として、委託者事務所の一部を使用することができます。使用料は、那覇港管理組合港湾施設管理条例に基づき算出します。

(3) その他経費

委託業務に係る仕入費、人件費、交通費、水光熱費、燃料費等の一切の経費は受託事業者の負担となります。

1 1. 確認事項

- (1) 営業に必要な物品の搬入搬出は、受託事業者で行うこと。
- (2) 電力、水、その他営業に関わるものは、必ず委託者と協議の上使用すること。
- (3) 営業に際し排出されるゴミは、受託事業者が各自でゴミ回収を依頼するか、もしくは委託者と協議を行い、委託者の指示する方法で処分するものとする。
- (4) 公園パンフレットをカウンター横に置くなど、公園利用者へのサービス向上に協力すること。
- (5) 提案された企画内容にある販売品目、販売価格等を変更する場合は、委託者と必ず協議を行うこと。
- (6) 天候等の条件で集客が見込めない場合でも、窓口受付のため、従業員を配置すること。
- (7) 台風等により、公園が閉鎖になった場合の営業補償等は委託者では補償いたしません。
- (8) 受託事業者に決定した後に、営業する権利を他人に譲渡または再委託することはできません。
- (9) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（水上安全条例）、その他の関係法令を遵守し、安全管理および従業員の安全教育を徹底すること。
- (10) 事故、苦情等があった場合は、直ちに委託者に連絡し、受託事業者の責任で対応しなければなりません。
- (11) 営業時の呼び込みやBGMは、小音量で一般の公園利用者や周辺住民等が不快に感じない範囲内とし、看板広告やのぼり等について、委託者が風致・景観を害すると判断した場合は是正してもらいます。
- (12) 営業と付随して、政治的、反社会的メッセージを含む呼びかけやビラ配り等の行為は行なってはなりません。
- (13) スタッフは常に風紀を乱さない服装に留意しなければなりません。また、タトゥー等は衣服着用等により露出を避けるようにして下さい。
- (14) 従業員が受付窓口から一時的に離れる場合等の置き引き、盗難等の被害に対しては、十分な措置を講じてください。また、夜間は事務所が無人となりますので、十分な防犯対策を行なって下さい。
- (15) 常に、丁寧な接遇に努め、利用者に喜ばれるサービスの提供を行なわなければなりません。
- (16) 受託事業者に決定した後に、委託者が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その取消により受託事業者に損失が生じても、委託者は

その損失を補償しません。また、受託事業者は委託者に対して一切補償の請求は行わないこととします。

- (17) 公園内への車両の進入によって、緑地および舗装・樹木等の港湾施設を損傷した場合は、受託事業者の負担において原状回復してもらいます。
- (18) 営業用車両は、営業時間外は原則公園および駐車場から移動してもらいます。公園の駐車場への常駐はできません。
- (19) 受託事業者に決定した後に、委託者と「業務委託契約」を締結してもらいます。
- (20) 契約した後、運営に関して疑義が発生した場合は、必ず委託者と協議の上決定して下さい。

12. 募集要項の配布期間

下記のとおり募集要項および資料を配布します。

(1) 配布期間および募集期間

令和2年2月22日から令和2年3月6日まで

(2) 配布時間

波の上うみそら公園管理事務所 窓口時間 午前8:30から午後5:30

(3) 配布場所

〒900-0037 那覇市辻3-3-1 波の上うみそら公園管理事務所
TEL : 098-863-7300

(4) 質問および回答

- ①質問は、質問受付時間内に質問票（別紙参照）をファックスまたは窓口持参にて委託者に提出して下さい。
- ②質問回答は、原則質問票に記載するかたちで行います。
- ③お電話でのご質問は原則応じかねます。

13. 応募方法

(1) 提出書類

提出書類	必要部数	法人の方	個人の方
①応募申請書	1部	○	○
②添付書類			
ア) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)	1部	○	
イ) 住民票の写し	1部		○
ウ) 定款、寄付行為その他これに準じるもの	1部	○	
エ) 市町村民税の滞納がないことの証明書	1部	○	○
オ) 海域レジャー事業届出書、ガイドダイバー名簿の写し	1部	○	○
カ) ダイビング指導団体のCカードの写し (有効なインストラクター資格必要)	1部	○	○
キ) 潜水士資格証の写し (携わる従業員が複数の場合は、全員分)	1部	○	○
ク) 高圧ガス販売事業届の写し	1部	○	○
ケ) 賠償責任保険加入者証の写し	1部	○	○
コ) 事業概要書(販売内容、事業計画など)	1部	○	○
サ) 暴力団無関係誓約書	1部	○	○

※任意団体の場合は代表者個人とします。

(2) 応募申請書

別紙

(3) 応募先及び応募方法

(1)の提出書類一式を、窓口に持参もしくは以下まで郵送して下さい。

〒900-0037 沖縄県那覇市辻3丁目3番1号
波の上うみそら公園管理事務所
ナハ・シー・パラダイス共同企業体 宛
TEL: 098-863-7300

(4) その他の留意事項

- ① 一度提出した書類は、内容の変更、再提出、差し替えを認めません。
- ② 応募書類の返却は原則致しません。
- ③ 応募にかかる経費はすべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本円とします。

14. 選定後の手続き

受託事業者として選定された者は、「9. 申請資格」等について面談の上確認した後に、契約を締結します。

15. 問い合わせ先

〒900-0037 沖縄県那覇市辻3-3-1

TEL：098-863-7300/FAX：098-863-7301 波の上うみそら公園管理事務所

午前 8:30～午後 5:30

以上